

## 外郭団体及び四市複合事務組合の研修参加取扱基準

この基準は、船橋市が出資する外郭団体（以下「団体」という。）及び四市複合事務組合（以下「事務組合」という。）からの要請に基づき、船橋市が行う職員研修に当該職員（以下「研修生」という。）の参加を受入れるため下記のとおり定める。

### 記

#### （対象者）

第1条 対象者は団体職員及び事務組合職員であり、市長が認めた者とする。

#### （参加できる研修）

第2条 参加できる研修は、次のとおりとする。

- 1 基本研修
- 2 特別研修（市長が認めたもの。）

#### （研修中における身分上の扱い）

第3条 研修期間中の身分は、団体及び事務組合にあるものとする。

#### （給与、旅費等）

第4条 研修期間中における研修生の給与、旅費等の支給は、団体及び事務組合の責任において行う。

#### （服務）

第5条 研修中の服務は、船橋市の関係規定を適用する他、人材育成室の指示に従う義務があるものとする。

#### （公務災害補償）

第6条 研修生の公務災害補償については、団体及び事務組合が負担するものとする。

#### （参加費用の負担）

第7条 団体及び事務組合は、研修に要する費用を負担するものとする。但し、市長が特に認めたときは、減免できる。

#### （研修参加申し込み）

第8条 研修に参加を希望する団体及び事務組合は、「推薦書」を市長に提出するものとする。

(研修参加の承認)

第9条 研修参加希望を承認したときは、「研修通知」を団体及び事務組合の長に通知するものとする。

(研修結果の通知)

第10条 研修を終了したときは、「研修結果通知」を団体及び事務組合の長に通知するものとする。

附 則

この基準は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月25日から施行する。